

仕 様 書

件 名	仙台駐屯地ほか小荷物専用昇降機保守点検役務	仕様書番号	作 成 年 月 日
		A-36	令和8年3月4日
履行期間	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	部隊等名	仙台駐屯地業務隊 管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊仙台駐屯地及び自衛隊仙台病院において実施する仙台駐屯地ほか小荷物専用昇降機保守点検役務について適用する。

2 実施場所

- (1) 仙台市宮城野区南目館1-1 陸上自衛隊仙台駐屯地
- (2) 仙台市宮城野区南目館1-1 自衛隊仙台病院

3 一般事項

本役務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及ぶ同解説（令和5年度版）」及び機器メーカーの仕様により実施するものとし、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

また、作業にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧するものとする。

保守整備実施中は、災害予防に留意し常に注意を図るものとし災害・事故等が生じた場合は、速やかに監督官に報告すること。なお、災害・事故等が発生した場合の責任・補償については、請負者側とする。

4 保守点検機種及び数量

- (1) 陸上自衛隊仙台駐屯地

ア No. 246建物 サイタ日立F-30S-B15 1台（標準停止階床数 2階）
イ No. 336建物 鈴木製機ポーリフトFP240 5台（標準停止階床数 2階）

- (2) 自衛隊仙台病院

No. 1建物 三菱電機製300kg型 1台（標準停止階床数 3階）

5 特記仕様

- (1) 本役務はPOGとし、毎月1回（4月～3月）技術員並びに監督技術者を派遣し、点検・注油及び整備等の保守点検を実施するものとする。
- (2) 保守点検は計画的に実施するものとし、点検及び調整を行い機器並びに付属品について、正常でないと認められた場合、並びに安全な運転が妨げられる恐れがあると判断した場合、これらの取替え並びに修理を実施する。なお機器並びに付属品の交換周期の確認は、目視による点検結果も反映させ漏れなく交換を実施し、円滑な昇降機の運営を確保すること。その際、内容を事前に官側担当者へ報告し許可を受けその指示に従い実施するものとする。
- (3) 本役務は、原則として官側課業時間内に実施する。ただし、昇降機の故障等の場合、よることなく官側担当者の求めにより技術員を派遣し、修理を実施するものとする。その際、内容を事前に官側担当者へ報告するとともに許可を受けその指示に従い実施するものとする。

- (4) 請負者は安全装置の全般にわたり、年1回以上の定期検査（建築基準法第12条第4項）を実施すること。

6 保守点検整備項目

(1) 機械室

- ア 機械室への通行
- イ 室内環境
- ウ 主開閉器・受電盤・制御盤
- エ 巻上機
- オ 電磁ブレーキ
- カ そらせ車
- キ 電動機
- ク 主索の緩み検出装置

(2) かご

- ア 運転状態
- イ かご室の周壁、天井及び床
- ウ かごの戸、ロープ及びレール
- エ かごの戸スイッチ
- オ 安全棒
- カ 注意銘板の表示
- キ 2方向同時開放警告装置
- ク ガイドシュー

(3) 各階出入口

- ア 各階出入口の戸及び枠
- イ 操作盤
- ウ 走行停止ボタン（スイッチ）
- エ 位置表示灯
- オ 信号装置（インターホン）
- カ ドアインターロックスイッチ
- キ 錠外し装置
- ク 注意銘板の表示
- ケ 戸開放防止ブザー

(4) かごの周囲及び昇降路

- ア 保守用停止スイッチ
- イ かごの上部の外観
- ウ かごつり車及びおもりのつり車
- エ ガイドシュー
- オ 主索
- カ ガイドレール及びブラケット
- キ つり合いおもり
- ク つり合いおもりの非常止め装置
- ケ 上部リミットスイッチ
- コ 誘導板及びリミットスイッチ
- サ 中間つなぎ箱及び配管
- シ 着床装置

ス 給油器

セ 昇降路

(5) ピット

ア 環境状況

イ 保守用停止スイッチ

ウ 非常止め装置

エ つり合いおもり底部すき間

オ 緩衝器

カ 移動ケーブル

キ 下部リミットスイッチ

(6) その他

その他上記の記載されていない運行機能に関する動作、取付状態

7 定期点検の結果に応じ実施する保守の範囲

(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

(2) 取付け不良、作動不動、ずれ等がある場合の調整

(3) ボルト、ねじ等でゆるみがある場合の増し締め

(4) 次に示す消耗部品の交換又は補充

ア 潤滑油、グリス、充填油等

イ ランプ類、ヒューズ類

(5) 接触部品、回転部分等への注油

(6) その他これらに類する軽微な作業

ただし、次の事項に関する修理、取り替え及び清掃等については、保守に含まれない。

ア 巻上機のギアケース

イ 電動機のフレーム

ウ 制御盤等のキャビネット

エ かご及びかご内の仕上げ材

オ 乗場戸、三方枠、表示器

カ その他上記に類するもの

8 点検表の提出等

(1) 点検整備完了後に点検表(様式随意)を提出すること。

(2) 点検整備の結果、修理及び部品の交換を必要とする場合には、官側担当者に書面にて報告し、修理のための見積書を提出すること。

9 検査

検査官の立会を受け、運転試験・完了検査に合格すること。

10 管理事項

本役務を実施するにあたり、以下のことについて管理するものとする。

(1) 役務上知り得た情報は、第三者へ他言しない。

(2) 写真等は、必要部数以上に増刷しない。また、必要箇所以外は撮影しない。

1 1 提出書類

提出書類は、別表「提出書類一覧表」のとおりとし、以下の項目について注意し提出すること。

(1) 発生材の処分

発生材については、官側担当者の指示する箇所に搬入すること。

(2) 写 真

作業前・中・後、官側が指示した箇所、隠蔽箇所等を撮影したものを提出すること。

提出書類一覧表

書類名	部数	様式	あて先名	提出期日（厳守）	備考
役務開始届	1部	別示	陸上自衛隊仙台駐屯地 地業務隊管理科営繕班 長	受注後速やかに	
現場代理人指名通知書	1部	〃	〃	〃	略歴書、必要資格等の写しの添付（必須）
下請負者設置等通知書	1部	〃	〃	〃	
役務工程表（計画・実施）	1部	任意		〃	実施工程表は、完了検査時提出。
役務日報	1部	別示		翌日の午前中	
役務完了届	1部	〃	陸上自衛隊仙台駐屯地 地業務隊管理科営繕班 長	作業終了後速やかに	
役務写真	1部	任意		〃	デジカメの使用可
点検報告書	1部	〃		契約工期内	試運転及び総合調整結果
その他				監督官の指示による	
なお、いずれの書類も提出期日厳守とする。また、役務は、現場終了後、各種書類の提出報告をもって完了とするので提出期日は確実に厳守すること。					

※提出書類の細部については、仙台駐屯地業務隊管理科営繕班（内線3318）まで問い合わせ願います